

委託業務特記仕様書（案）

業務名：令和7年度第4回パーソントリップ調査計画策定業務

履行場所：沖縄本島内

履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

1. 業務目的

沖縄県では、本島中南部都市圏（以下「本都市圏」という。）において、これまで3回のパーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）を実施し、時代に応じた都市交通施策を推進してきた。

一方、鉄軌道のような利便性の高い公共交通機関がないことで、極めて高い自動車依存型社会が形成されたことにより、依然として交通渋滞が慢性化していることに鑑み、第4回目となるPT調査を令和4年度から実施しているところ。

令和7年度はPT調査の最終年度にあたり、都市交通マスタープランの策定を目的とする。

2. 業務実施

本業務は、特記仕様書のほか沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下、共通仕様書）、契約書、設計書、質問回答書及び関係参考図書に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

3. 業務内容

（1）業務計画

本業務を実施するにあたり、土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1112条の基づき業務計画書を作成し、提出する。

（2）将来交通ネットワーク計画案の作成

①将来交通体系の将来目標と基本方針の設定

将来交通ネットワーク計画案の作成にあたり、令和6年度業務で示した将来交通体系の基本方針案に基づき、方針案が目指すべき将来目標及びサービス水準を設定する。

なお、目標水準は、将来交通需要の予測結果等を元に検討し設定し、目標達成に向けて、都市構造を戦略的に誘導し、圏域内の移動性を担保できる交通体系の方針を作成する。

②将来公共交通ネットワーク及び将来道路ネットワーク計画の立案

設定した方針と目標を踏まえ、将来公共交通ネットワーク計画案と将来道路ネットワーク計画案を作成する。

（3）将来交通量の予測

令和6年度業務で検討した将来の都市圏人口及び将来交通需要予

測モデル（４段階推計法）を用いて「生成交通量」「発生・集中交通量」「分布交通量」「分担交通量」「配分交通量」の推計を行う。

（４）観光交通に関する分析

既存の統計資料やデータ等から観光客に特化した自動車交通 OD 及び公共交通 OD（以下「観光交通 OD」という。）を作成し、観光交通 OD の感度分析を行う。なお、感度分析では、PT 調査から把握される居住者ベースの OD 表に観光交通 OD 上乗せケースを試算することを想定している。

（５）将来交通ネットワーク計画案の評価

① 評価指標の検討及び推計

将来目標や基本方針の考えを考慮しながら、評価の視点及び評価指標（評価手法）を検討・選定し、評価指標値の推計を行う。なお、評価の対象とする範囲（本都市圏全体、特定地域内等）は、評価指標の特性を考慮した上で決定すること。

また、新たな観点として、本都市圏の抱える課題や目指す方向性に対して、将来交通ネットワーク計画案（＋コンパクト施策）が果たす貢献を定量的に評価する手法（拠点配置や人口集約による効果を定量的に評価可能な内容）を検討する。

② 計画案の評価

推計結果を踏まえ、将来交通ネットワーク計画案による効果を評価の視点別に整理する。

（６）都市総合交通戦略の策定に向けた検討

次年度以降の都市総合交通戦略の策定に向けて、都市交通マスタープランにて設定した目標達成のために対策が必要な地域や、施策の候補を検討する。施策の候補を検討するにあたり、必要に応じて関係機関等との意見交換を行う。なお、総合交通戦略では、概ね 10 年以内に着手できる施策を対象とする。

（７）都市交通マスタープランの策定

将来交通ネットワーク案の問題点を抽出し、問題点の修正方法を検討する。その結果から、ネットワーク等を修正し、都市交通マスタープランを策定する。なお、都市交通マスタープランの策定にあたっては、関連する計画の動向も考慮すること。

（８）協議会の運営補助

上記を協議する協議会（委員会・幹事会・作業部会）の開催にあたり、資料作成及び議事録作成を行う。

協議会の開催回数は、各 3 回を想定し、会場は沖縄県庁を基本とし調査職員との協議により決定する。

(9) 報告書作成

業務の状況について発注者と調整のうえ報告書として取りまとめる。

(10) 打ち合わせ協議

業務の円滑な遂行のために、業務着手時・業務完了時及び主要な区切りにおいて、打ち合わせ協議を行うものとする。協議は、原則オンラインで5回程度行うこととし、第1回及び業務完了時は、管理技術者が同席するものとする。

なお、オンラインの仕様については協議のうえ決定する。なお、対面による打ち合わせ協議が必要な場合は、事前に旅費交通費の取扱いについて発注者と協議すること。

3. 成果物の提出

業務内容をとりまとめ、以下の成果物を提出するものとする。

- ① 業務報告書 30部
- ② 業務報告書概要版 30部
- ③ 上記①、②の電子データ 1式
- ④ その他調査職員が指示するもの 必要部数

4. 業務遂行における手続き

本業務の実施にあたり、関係官公署等に対する必要な諸手続きのうち、発注者の行うべき手続き以外は、受注者の費用及び責任において処理しなければならない。

5. 管理技術者及び照査技術者の届け出

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者及び照査技術者を選任するとともに、着手とあわせて発注者に届け出なければならない。なお、管理技術者は、照査技術者と兼任はできないものとする。
- (2) 受注者は、本業務の契約締結時において、直接的な雇用関係があるものを管理技術者として選任することとし、雇用関係を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に発注者に提示するものとする。
- (3) 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うものとし、下記いずれかの資格を有する者とする。
 - ・技術士(総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士(建設部門(都市及び地方計画))で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士(建設部門(都市及び地方計画))で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以

上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門（都市及び地方計画））に4年以上従事している者。

- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

- （4）発注者は、本業務の実施にあたり管理技術者の対応が不相当であると認めた場合は、受発注者協議の上、変更できるものとする。
- （5）照査技術者は、本業務の成果物等の内容について技術上の照査を行うものとし、上記管理技術者の資格要件と同じ要件とする。
- （6）照査技術者は、照査報告書及び各種検討書等の必要に応じた資料を作成し、発注者に照査状況を報告するものとする。
- （7）管理技術者と合わせて、管理補助技術者を配置する場合、上記管理技術者の資格要件と同じ要件とする。
- （8）管理補助技術者を配置した場合は、担当技術者として業務に配置し、テクリスへ登録するものとする。
- （9）管理補助技術者を配置した場合は、業務打ち合せ時に管理技術者と同席するものとする。
- （10）管理補助技術者を配置した場合は、業務計画書に若手育成計画について記載するものとする。

6. 業務計画・打ち合わせ協議

- （1）発注者は、本業務の実施にあたり調査職員を配置するものとする。
- （2）受注者は、計画的な業務遂行及び成果物の品質保持のため、本業務の実施にあたり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。
- （3）受注者は、業務計画書に節目ごとの作業手法や貸与物一覧の記載、業務実施体制を明記するとともに、照査時期を明記した実施工程表を作成するものとする。
- （4）受注者は、本業務の実施にあたり、調査職員と密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、承認を受けるものとする。

- (5) 打合せはオンラインを原則とする。なお、オンラインの仕様については発注者、受注者協議のうえ決定する。なお、対面による打ち合わせ協議が必要な場合は、事前に旅費交通費の取扱いについて発注者と調整すること。

7. 進捗状況の報告

受注者は、発注者に作業内容及び進捗状況について随時報告することとし、発注者は必要に応じて作業内容及び進捗状況等について受注者に関係資料の提出を求めることができるものとする。

8. 情報セキュリティシステムの構築及び維持管理体制

受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、発注者の情報資産の安全性を確保するために必要な義務と責任を果たすため、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立し、発注者に報告するものとする。

9. 守秘義務

受注者は、業務上知りえた情報について、発注者の承認を得ずに第三者へ漏らしてはならない。

10. 損害の負担

受注者は、本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、発注者に報告するとともに、自己の費用と責任で解決するものとする。

11. 完了検査等

- (1) 受注者は、本業務完了後、速やかに成果物を発注者に提出し、完了検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、完了検査に際し、あらかじめ管理技術者立会いのもとで成果物及びその他関係資料を備えておかななければならない。
- (3) 発注者は、本業務の実施途中において、中間段階における成果の報告を求めることができるものとする。

12. 訂正・補足箇所の修正

受注者は、本業務完了後に受注者の過失または粗漏に起因する成果物の不良箇所が発見された場合は、必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受注者の負担において実施しなければならない。

13. 業務カルテの作成及び登録

受注者は、契約時等において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員に確認を受けたうえ、受注時は契約締結

後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1.4. 疑義

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の支持を受けなければならない。

1.5. 成果物等の帰属及び管理

(1) 成果物及びその他資料は、すべて発注者に帰属するとともに発注者が管理するものとし、受注者が成果物等を公表又は利用しようとする場合は、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 照査技術者は、成果物の提出前にその成果を充分照査するとともに、発注者に照査した結果を書面で報告しなければならない。

1.6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や関係機関等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

＜再委託により履行することのできる業務の範囲＞

- ・複写・印刷・製本
- ・その他単純作業的な業務であって容易かつ簡易なもの

17. 他業務との連携

本業務の実施においては、沖縄県が発注を予定している「令和7年度沖縄県都市計画区域マスタープラン作成等検討委託業務」と相互に連携し、業務を遂行すること。